



おたふくかぜ予防接種費用助成

おたふくかぜはムンプスウイルスによる全身感染症です。府中町では、おたふくかぜの発症及び重症化を予防するため、任意接種であるおたふくかぜワクチンの接種費用の一部を助成しています。



町ホームページ
おたふくかぜワクチン

おたふくかぜ予防接種について、町ホームページをご確認いただき、必要性や効果、副反応などについてよく理解し、納得した上で、希望する場合に接種してください。



1. 接種対象者 次の①～②全てに当てはまる人

- ① 接種日時時点で、府中町に住民票がある
- ② 1歳の誕生日当日から小学校入学前年度（年長児の年度）の3月31日まで

2. 助成の対象者 接種対象者の保護者

3. 助成額 1回あたり上限4,000円

4. 助成回数 1人につき2回

5. 接種場所 町内医療機関(右のQRコードからご確認ください)または町外医療機関

町内契約医療機関

6. 持ち物・費用助成の受け方



	町内契約医療機関	町外医療機関（契約外）
持ち物	<input type="checkbox"/> 接種するお子さんの母子健康手帳 <input type="checkbox"/> マイナ保険証など、接種するお子さんの氏名・生年月日・住所がわかるもの ※ おたふくかぜ予防接種予診票（問診票）は、医療機関に用意があります。	<input type="checkbox"/> 接種するお子さんの母子健康手帳 <input type="checkbox"/> マイナ保険証など、接種するお子さんの氏名・生年月日・住所がわかるもの <input type="checkbox"/> おたふくかぜ予防接種予診票（問診票）* *お手元がない場合は、接種前に健康推進課(福寿館)窓口にて、母子健康手帳をもってお越しください。
費用助成の受け方	「各医療機関が定める予防接種の費用の額」から助成金額（上限4,000円）を差し引いた金額を医療機関に支払ってください。 ※ 医療機関によって接種費用の額が異なりますので、あらかじめご了承ください。	(1) 「各医療機関が定める予防接種の費用の額」をいったん全額お支払いください。 (2) 健康推進課(福寿館)窓口で、助成金額(上限4千円)の払い戻し手続きをしてください。 ……手続きに必要な書類は以下の書類です…… <input type="checkbox"/> 任意予防接種費用助成(払戻)申請書（ホームページからダウンロード可） <input type="checkbox"/> 予防接種予診票(原本を医療機関から返却してもらう。) <input type="checkbox"/> 領収書、明細書 <input type="checkbox"/> 申請者の写真付きの本人確認書類と口座番号がわかるもの

7. 健康被害救済制度

おたふくかぜ予防接種は任意予防接種で万が一健康被害を受けた場合は、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）法に基づく医薬品副作用被害救済制度の対象となる場合があります。ただし、予防接種法（定期接種）と比べて救済の対象や給付額等が異なります。詳しくは、QRコードから公式ホームページをご確認ください。



PMDA
公式ホームページ